

(写)

滋 県 活 生 第 4 0 0 号  
令和2年(2020年)9月10日

滋賀県消費生活審議会  
会長 東 珠 実 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県消費者基本計画の改定について（諮問）

滋賀県消費生活条例（昭和50年滋賀県条例第43号）第7条の2の規定に基づき、滋賀県消費者基本計画の改定に当たって、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の趣旨）

本県においては、消費生活の安全と向上を図るため、平成17年度に滋賀県消費生活条例を改正し、平成18年度に「滋賀県消費者基本計画」を策定しました。その後、第2次計画（平成23年度～平成27年度）、第3次計画（平成28年度～令和2年度）と改定し、消費者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。なお、第3次計画からは、消費者教育の推進に関する法律第10条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」としても位置づけています。

前回の改定後、高齢化の一層の進行に伴う高齢者の消費生活相談件数の増加、高度情報通信社会の進展や経済のグローバル化などにより、消費者トラブルは複雑・多様化が進み、消費生活をめぐる状況は大きく変化しています。

さらに、平成30年6月に成立した「民法の一部を改正する法律」により、令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられるため、18歳、19歳の若者が契約主体者となり積極的な社会参加が促される一方で、未成年者保護の対象から外れることとなります。このため、若年者の消費者教育の充実が喫緊の課題となっています。

また、平成27年9月に「誰一人取り残さない」社会の実現に向け「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連において採択され、消費者には自らの行動が社会に影響を与えることの認識や、持続可能な消費の実践が求められています。

現計画は令和2年度を終期としていることから、こうした消費者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県が令和3年度からの新たな計画を策定するため、意見を求めるものです。